

タイトル	佐々木仁三郎「北海道炭鉱汽船株式会社職員組合労働運動史」(三)
著者	大場，四千男
引用	北海学園大学学園論集，142：53-90
発行日	2009-12-25

佐々木仁三郎「北海道炭鉱汽船株式会社 職員組合労働運動史」(三)

北海道石炭鉱業労働運動史料監修 大 場 四 千 男

目 次

- 第一編 復興期北炭職員組合の運動
 - 一章 敗戦の混乱と民主化の高まり
 - 二章 労働運動の高揚と闘い
 - 三章 はじめての労働協約の闘いと民主化運動
 - 四章 GHQ の石炭増産対策と賃金闘争
 - 五章 朝鮮戦争とレッドパージ
 - 六章 サンフランシスコ条約と企業整備反対運動
 - 七章 エネルギー革命と高炭価問題 (139 号)
- 第二編 石炭鉱業確立期北炭職員組合の運動
 - 一章 総資本対総労働の対立
 - 二章 北炭の三鉱分離反対闘争
 - 三章 闘争の収拾と新しい労使関係の形成
- 第三編 高度経済成長期北炭職員組合の運動
 - 一章 貿易・資本自由化とエネルギーの消費者選択自由制
 - 二章 石炭政策と石炭政策転換闘争 (140 号)
- 第四編 高度経済成長後期北炭職員組合の運動
 - 一章 石炭政策第一次, 第二次と北炭
 - 二章 石炭政策第三次と北炭
 - 三章 石炭政策第四次と北炭

第四編 高度経済成長後期北炭職員組合の運動

一章 石炭政策第一次、第二次と北炭

- 1 北炭職連の単一化
- 2 第二次石炭特別調査団の来道
- 3 夕張第一鉱のガス爆発
- 4 石炭化学研究所の分離独立

一章 石炭政策第一次、第二次と北炭

1 北炭職連の単一化

35年11月、万字、美流渡、赤間炭鉱の三山分離を契機として、職連組織の有機的、且合理的運営と組合員の大幅減少に依る財政の有り方について、第45(36.1)、第46(36.6)大会で論議され組織専門委員会をもって検討することを決定した。

これにもとづき組織専門委員会は組織機構の一元化と財政の一元化を図り指導体制を確立するため完全単一化に移行する必要ありとの結論を得、第48回大会(37.6)ではこれを確認した。

しかしながらその後、石炭政策転換闘争や三山分離と反合理化闘争に忙殺され具体的取組みが出来なかったが、38年8月10日漸く反合理化闘争が妥結調印したので、具体的作業を進めた結果、39年7月26日新組織の結成大会を行い「北海道炭鉱汽船職員組合」として名実共に完全単一組織として発足した。

発足当時の組合員数は、夕張588、平和359、幌内303、合計1250名である。^{注(1)}

注(1) 北炭職員組合の規約は以下の内容である。

北海道炭鉱汽船職員組合規約

第一章 総 則

(名称、事務所)

第一条 この組合は北海道炭鉱汽船職員組合(略称北炭職組)と称し、本部事務所を北海道札幌市北区北10条西4丁目に置く。

尚、支部事務所を夫々夕張市福住7番地、夕張市平和6番地、三笠市唐松青山町141番地に置く。

(法人)

第二条 この組合は法人である。

(組合員の範囲)

第三条 この組合は、夕張、平和、清水沢、真谷地、幌内の各炭鉱、その他組合で認めた者で組織する。但し労働協約に定める非組合員は除く。

(目的)

第四条 この組合は組合員相互の団結により組合員の労働条件の維持改善、生活の安定並びに社会的地位の向上を図り我国石炭産業に寄与する事を目的とする。

(事業)

第五条 この組合は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 一、組合員の生活の安定及び労働条件の維持、改善に関する事項
- 二、労働協約締結に関する事項
- 三、会社経営の民主化に関する事項
- 四、組合員相互の親睦並びに文化向上に関する事項
- 五、其の他目的達成に必要と認める事項

(組合員の資格保障)

第六条 この組合の組合員は全ていかなる場合においても、人種、宗教、思想、性別、門地又は身分に依って資格を奪われることはない。

(組合員の資格取得、喪失)

第七条 組合員の資格は原則として会社に採用された日から取得し、退職した日から喪失する。但し組合が特に認めた者はこの限りでない。

(現会員の権利、義務)

第八条 組合員はこの規約に基づきこの組合の全ての問題に参与し、均等の取扱いを受ける権利を有すると共にこの組合の規約及び決議事項を遵守し組合の発展に協力する義務を負う。

第二章

(機関)

第九条 この組合に次の機関を設ける。

- 一、大会
- 二、執行委員会
- 三、支部執行委員会
- 四、地区委員会

第一節 大会

(大会の権限及び構成)

第十条 大会はこの組合の最高決議機関であって、この組合の役員並びに組合員 20 名につき 1 名の割合で選出された代議員を以って構成する。但し端数 10 名以上の場合は 1 名追加する。

(大会の種類及び招集)

第十一条 大会は定期大会と臨時大会の二種類とし次により開催する。

- 一、定期大会は原則として毎年 9 月に執行委員長が招集する。
- 二、臨時大会は執行委員長が必要と認めたとき又は代議員の 5 分の 1 以上の要請があったとき執行委員長が招集する。

(大会の議長)

第十二条 大会の議長は代議員中より選出する。

(大会附議事項)

第十三条 次の事項を大会に附議する。

- 一、組合運営の基本方針に関する事項
- 二、予算決議に関する事項
- 三、役員の選出及び解任に関する事項
- 四、罷業権行使に関する事項
- 五、規約改廃に関する事項
- 六、組合員の賞罰に関する事項
- 七、他団体への加入及び脱退に関する事項
- 八、職組解散に関する事項
- 九、其の他特に重要な事項

(大会の成立及び採決)

第十四条 大会は代議員の 3 分の 1 以上の出席をもって成立する。大会の決議は出席代議員の過半数の賛同を要し、可否同数の場合は議長これを決める。

但し前条第八号については組合員の無記名投票による 4 分の 3 以上の賛同を要する。

第二節 執行委員会

(執行委員会の構成及び任務)

第十五条 執行委員会は役員（会計監査を除く）を以って構成し、規約、規程並びに大会の決議に基づき、具体

的事項を執行する。

(執行委員会の議長裁決)

第十六条 執行委員会の議長は執行委員長とし、会議は合議制とする。

第三節 支部執行委員会

(支部執行委員会の構成及び任務)

第十七条 支部執行委員会は支部役員並びに地区毎に選出された地区委員長を以って構成し、執行委員会より委嘱された事項並びに支部及び地区の運営に必要な事項を執行する。

(支部執行委員会の議長及び採決)

第十八条 支部執行委員会の議長は支部委員長とし会議は合議制とする。

第四節 地区委員会

(地区委員会の任務)

第十九条 地区委員会は大会から大会までの中間決議機関で執行委員会より委嘱された事項並びに支部及び地区の運営に必要な事項を審議する。

(地区委員会の構成及び招集)

第二十条 地区委員会は支部役員地区委員長並びに原則として組員15名につき1名の割合で選出された委員を以って構成し、支部委員長が必要と認めたときこれを招集する。

(地区委員会の成立及び採決)

第二十一条 地区委員会は委員総数の3分の1以上の出席を以って成立する。地区委員会の決議は出席委員の過半数の賛同を要し可否同数の時は議長が決める。

第二十二条 地区委員会の議長は委員中より選出する。

(合同地区委員会)

第二十三条 支部の運営に必要あるときは各地区合同の地区委員会を開催することができる。

第三章 役員

(役員の構成)

第二十四条 この組合に次の通り役員を置く。

執行委員長	1名
事務局長	1名
支部委員長	3名
支部書記長	3名
会計監査	3名

(役員の職務)

第二十五条 執行委員長はこの組合を代表し一切の業務を統轄する。

二、事務局長は執行委員長に事故があったとき、その業務を代行すると共に事務局に関する業務を統轄する。

三、支部委員長は支部を代表し、支部の一切の業務を統轄する。

四、支部書記長は支部委員長に事故があったときその業務を分担し支部の事務局業務を統轄する。

五、会計監査はこの組合の会計を監査する。

(役員の選出)

第二十六条 役員は第三十条で定められた選挙規定に基づいて組員の直接無記名投票に依って選出する。

但し会計監査は大会において代議員の直接無記名投票に依って選出する。

(役員の任期)

第二十七条 役員の任期は一カ年とし、定期大会から翌年の定期大会までとする。

但し再任を妨げない。

二、役員は任期満了後も後任者の決定までその業務を執行する。

(役員の辞任及び補充)

第二十八条 役員が辞任するときは執行委員会の承認を得なければならない。

二、補充選挙は第二十六条による。

三、後任者の任期は前任者の残存期間とする。

第四章 選挙

(選挙規程)

第二十九条 役員(会計監査は除く)大会代議員、地区委員長、地区委員の選出は、大会の議を経て別に定める

2 第二次石炭特別調査団の来道

石炭鉱業審議会は、実効が挙らない石炭対策のアフターケアのため政府の要請にもとづき、有沢広己氏を団長とする第二次の調査団を派遣することを決めた。調査団は、①5500万トンの出

選挙規程に依る。

第五章 事務局

(事務局の設置)

第三十条 この組合の機関の決議を執行するために事務局を置き、事務局は執行委員長の指示を受け事務局長が統轄し、この組合の日常業務を遂行する。

(事務局規程)

第三十二条 事務局規程は大会の議を経て別に定める。

第六章 争議

(罷業権の行使)

第三十三条 この組合の罷業権は組合員、又は組合員の無記名投票によって選出された代議員の直接無記名投票の過半数による賛同がなければ行使出来ない。

第七章 会計

(組合の経費)

第三十四条 この組合の経費は経常費と闘争費其他の収入を以てこれにあてる。

(組合費)

第三十五条 組合員は大会決議に依る組合費を毎月納入する。

(会計年度)

第三十六条 この組合の会計年度は毎年8月1日より翌年7月31日迄とする。

(予算決算)

第三十七条 この組合の予算決算は夫々大会に提案報告しその決議を必要とする。尚、年度決算報告は大会において委嘱され職業的に資格ある会計監査人の証明書を添付しなければならない。

(会計規程)

第三十八条 この組合の会計規程は大会の議を経て別に定める。

第八章 救済、共済

(共済規程)

第三十九条 組合員又は事務員が、組合業務遂行のため犠牲を蒙った場合の救済並びに災害及び傷病の場合の共済は大会の議を経て別に定める共済規程に依る。

第九章 賞罰

(表彰)

第四十条 組合員が組合のため特に功労のあった時は大会の決定により表彰することが出来る。

(懲戒)

第四十一条 組合員がこの組合の目的に反する行為を行ない組合の統制を紊し組合の運営に重大なる支障を与えた場合大会の決議によって左の区分により処分する。

- 一、勧告
- 二、譴責
- 三、権利停止
- 四、除名

第十章 附則

(上部組織加盟)

第四十二条 この組合は全国炭鉱職員労働組合協議会に加盟する。

(実施期日)

第四十三条 この規約は昭和39年7月26日から実施する。

以上

炭維持対策、②需要確保と流通機構の改善、③資金、経理対策、⑤産炭地振興、⑥鉱害対策について答申することを目的として、北海道では39年8月19日より23日に亘り現地調査が行われた。

道炭労、炭職協は札幌で調査団と会見した。その際道炭労は、総合エネルギー対策樹立を前提として、労働条件、生活環境の改善、保安対策確立、中小炭鉱対策、流通機構改善、産炭地振興等を要請した。炭職協道本部は中央段階で炭職協の方針を細部に亘って提起済みであるので、佐々木仁三郎議長（北炭職連）より、主として労働力確保について資料を提出説明し要請した。

調査団は、翌8月20日夕張に入り労使と会見したが、夕張職組支部は、夫々上部の方針にもとづき山元の実体を説明して要請した。

3 夕張第一鉱のガス爆発

40年2月22日午後6時30分、豪雪に埋ずもれ雪が舞う炭住街に地面を揺がす様な轟音が鳴り響いた。ガス爆発を知らせる咆哮だった。従業員家族は雪の中を坑務所に殺到した。

坑内からの連絡はとだえて状況は全く不明だが、やがて救護隊の入坑によって逐次状況が判明し憂慮が現実となり、61名の尊い人命を失い17名が重軽傷を負うという大災害となった。殉職者の遺体は2月24日午後5時半全員収容を終えた。

職員の殉職者は、坑内主任桜岡中、職員吉田作蔵、同田野照雄、同平泉馨の4氏である。

災害発生後、組合側は、夕張地区労並びに炭職協が夫々調査団を編成して、災害状況及び原因調査を行った。調査団の結論は、爆風、火焰の経路からして、爆心地は、旧右二入気坑道の密閉附近であろうと思われるが、着火原因は該箇所が崩落しているので、直ちに断定することは出来ないということで、双方共同結論であった。

尚、災害箇所の右二払跡より一酸化炭素が検出されたため労使合意の上、2月27日右方面に対し注水を開始した。したがって原因の探求は事実上出来なくなった。

合同葬儀は、3月1日寒風の吹きすさぶ中遺族、参列者が夕張会館に参集してしめやかに行われたが、葬儀開始の午後1時一斉にサイレンが鳴りわたりヤマ全体が故人の冥福を祈った。又、市街地の商店も当日は店を閉じて、弔意を表し街中が悲しみにつつまれた。

夕張職組支部は当日、清水沢鉱関係を除き夕張労組と共に抗議の24時間ストを実施した。

この災害後、業務上死亡者の遺家族の救済策として、子弟の採用、未亡人の職場造成のほか、救済委員会を会社、職連、労連の三者で構成、救済基金として2500万円を設定して北炭全山の業務上死亡者の遺族、並に同事由による入院患者のうち、就職不可能、身体障害或いは老令等の特殊事情による生活困窮者の救済制度を発足させ、救済規程により、業務上死亡者の家族見舞金を1名に付5万円支給、遺族の未就職中の医療費負担、生活困窮者に補給金月額1万円を限度に支給するなどの措置をとることとなった。

この爆発事故で会社幹部4人が、業務上過失致死傷、鉱業法、鉱山保安法違反で起訴された。

この公判は、43年6月18日札幌地裁で第一回公判が開かれ、以後“人災”か“天災”かをめぐって60回に及ぶ審査を重ね、事故後満6年の45年6月16日論告公判が行われ、検察側は「会社が自然発火の兆候を予知しながら経営に目を向け過ぎたあまり人間性を忘却し、十分な保安措置をとらなかったため起きたもので、典型的な人災である。被告に人命尊重の感覚があれば、このような悲惨な事故は起きなかった。」と論告し、懲役刑(池夕張鉱業所長＝保安統轄者 鉱業法違反)、禁固刑(宮崎同鉱業所次長＝保安技術管理者、和田第一鉱生産課長＝副保安技術管理者 業務上過失致死、鉱山法違反)と10万円～5万円の罰金(北海道炭鉱汽船(株) 鉱業法、鉱山保安法違反(宮崎次長、森保安課長＝保安監督員)を求刑した。その後、7月17日最終弁論が行われ、46年2月16日札幌地裁で判決が行われた。裁判長はこの判決で「爆発現場が事故直後に水没し、必要な資料が全般的に乏しい特殊事情にあり、爆発の原因は密閉した坑道で自然発火したことが火源になったかどうか証拠上明らかでない」と述べ、最大の争点であった業務上過失致死罪については“証拠不十分”で無罪と判決された。また、裁判長は鉱業法、鉱山保安法違反の会社と会社幹部に3人に対し罰金3万～5万円の判決を言い渡し、会社側は最も厳しい刑事責任を免れた。この裁判の判決は、他にも事故現場に居合せない会社幹部が業務上過失致死罪で起訴された例はあったが、判決が出たのははじめてであり世間の注目をあびた。

札幌地検は控訴期限の前日新証拠に望みなしとして控訴を断念した。

4 石炭化学研究所の分離独立

会社は石炭化学製品の製造、研究を夕張化成工業所で実施していたが、萩原吉太郎社長は就任後の労使協議会で石炭化学部門強化の構想を表明、埼玉県戸田に敷地1万坪を買収、総工費6億4千万円で石炭化学研究所を創設し昭和32年6月業務を開始33年5月に83名の研究員を擁しこの研究にける期待は大なるものであった。

しかしその後、昭和40年2月、会社はエネルギー革命による石炭事情の厳しさに対応し、間接部門のうち独り立ち出来るところは極力独立させるという方針で、金融筋から再三に亘る要請もあり、企業化のメドもたったので、石炭化学研究所を分離し北炭化成株式会社として発足させたいと提案してきた。

これに対し北炭職連は、従業員は全員が都連の組合員であり、直接組合員には影響はないが、将来展望を明らかにさせる必要があるとの考えに立ち、次の点について会社に回答を求めた。

1. 新会社の長期計画と自立の可能性について
2. 研究部門の規模並に計画について
3. 北炭の援助体制について
4. 金融筋の示唆というが、ただ形をとればよいということか

これに対して会社は次の回答をしてきた。

1. 将来計画について

○生産部門

フミゾール、エスコール及び少量の緑化工（仮称）を営業の主品目とする

○研究部門

規模を多少縮小するが、15名の陣容は残す

2. 事業計画と収支

40年度は3,900万円の赤字だが、40年度には600万円の黒字に転ずる見込

3. 金融筋の示唆について

母体の北炭の経営が厳しくなっている状態のもとで、相当の費用を要する研究部門をもつのは好ましくないということであったが、製品の営業見通しが明るく、企業化のメドもついているので、北炭が強力にバックアップするという体制に対して否定はしていない。

以上の回答に対して北炭職連は、このあと都連の諸条件の交渉妥結をまって同意した。

会社は全員解雇し、新会社及び他に責任をもって就職をあっせんするという態度であったので、都連は退職条件、就職あっせんの諸条件について3月18日交渉妥結し本問題は解決した。

二章 石炭政策第三次と北炭

- 1 美流渡炭鉱，東幌内炭鉱の合併
- 2 都連に対する統合申入れ
- 3 空知炭鉱，赤間炭鉱の統合
- 4 集中豪雨による被害対策
- 5 資材部の復活
- 6 道知事候補に塚田庄平氏立候補
- 7 社員表彰制度の復活
- 8 停年退職社員再採用制度の設定
- 9 社内預金に関する労使協定
- 10 炭労より離脱
- 11 平和炭鉱坑内火災
- 12 夕張炭鉱二鉱落磐災害発生

二章 石炭政策第三次と北炭

1 美流渡炭鉱，東幌内炭鉱の合併

両鉱の鉱区は隣接し，東幌内鉱の残存炭量の減少，美流渡鉱の運搬系統の複雑化等からみて合併の必然性は非公式に察知していたが，40年3月27日会社は両社の合併について，次の提案をしてきた。

1，合併の方法

両者一対一の対等合併とする。

2，合併期日

40年7月1日とする。

3，合併の理由

両炭鉱は現在のまま推移すれば，夫々が赤字経営にならざるを得ないので，合併によって大型化して増産計画を樹立する必要がある。

両方の坑内を一本化し総合的に計画して人員の適性配置，施設の有効利用を図り東幌内炭鉱に揚炭を集約することにより輸送コストの軽減や起業投資の効率化をはかり黒字経営に転換出来る。

通産省に於ても両社が合併すればビルド鉱として国家資金を投入することを諒解しているので早く実現したい。

以上が提案の主旨だが、これに先立って、萩原北炭社長、舟橋東幌内炭鉱社長は、合併後両者共同で経営するよりも、北炭が単独で経営する方が好ましいとし、北炭の美流渡炭鉱への貸付金と東幌内炭鉱への鉱区譲渡代金は、新会社が増資することによって資本増加分に振替え、新株式は北炭が保有するとの合意がなされていた模様である。尚、新会社の名称は北星炭鉱株式会社とし、取締役社長には岩田信夫氏が就任、他の役員9名は夫々北炭並に東幌内炭鉱出身者をもって構成された。

北星炭鉱株式会社は名実共に北炭系列に入り、人事の更迭、機構改革、労働条件の調整等が実施されるに従い、元々美流渡職組は北炭職組の準会員であったが、東幌内職組も北炭職組並びに美流渡職組との連携の必要性が生じ9月1日付で北炭職組の準会員として加入した。その後両炭鉱は総合計画のもとに統合が完了したので両職組の間で合併の話し合いが進められ、41年2月5日両職組を解散し新に北星炭鉱職員組合が結成された。

組合員 94名

執行委員長 網野光彦

副執行委員長 木野英二

〃 猪股和夫

書記長 太田清司

2 都連に対する統合申入れ

北炭職組は、28年2月6.3ストを回避した都市組合を除名し、同一企業内に職連、都連の二職連に分れた。しかし、賃金はじめ労働条件は全く同一で、人事交流も従前通り相互に行われているなどから、除名要因を除けば分れて存在する理由はない。しかし、当時の除名問題にからんで両者間の、感情の対立は解消されない俥に推移した。北炭職連は両者間のわだかまりを取除くため、賃金、期末手当など共通問題は共闘体制をとって共同交渉をもつなど両者間の提携を深める様つとめてきた。

この様な過程を経て、40年度定期大会で、都連に対し正式に統合を申し入れることを決定し、文章で申入れた。しかし、都連からは「相互に夫々の立場を率直に容認し、今後一層緊密、友好の度を深めることこそ、両者間に伏在する困難な問題を止揚し、厳しい客観状況に対する道ではないかと心得える」として事実上断わりの回答を示してきた。

除名という嚴重処分に対する感情分裂後12年の推移、都市と山元の生活環境の^{ちが}い等から統合の難しさは予知していたが、分裂後の統合の困難さを一層思い知らされ、そして統合の望みはあきらめざるを得なくなった。

3 空知炭鉱、赤間炭鉱の統合

40年2月現地職組より、北炭職組に対し本問題が具体化しつつあるとの報告があったので、北

炭に対し正式提案を求めたが、夕張災害の突発により 3 月 24 日に至り漸やく次の提案があった。

1. 統合の方法

空知炭鉱(株)、赤間炭鉱(株)は両者対等合併とする。

2. 新会社名称

空知炭鉱株式会社

3. 新会社資本金

1,400 万円

4. 合併期日

昭和 40 年 7 月 1 日とする。

5. 統合の必要性

39 年度両社は著るしく業績が向上した。しかし、将来深部移行、ベアによるコストアップの吸収、起業投資等の面より年産 100 万トン以上の出炭規模にしなければならない。

又、合併による原料炭得率アップによるメリット、両鉱の坑内を連絡させて揚炭、選炭を集約し総合的開発をはかる。

6. 人事及機構

新会社の取締役社長は、現空知炭鉱(株)の丸尾勝社長とするが、他は未定である。

以上の提案に対し、北炭職組、空知、赤間両職組の三者で対策委員会を設け提案の内容及びこれによる労働条件について検討し、労連、現地労組と連携をとり、会社と交渉を重ねた結果、会社提案を諒承し両社の統合は実現した。この結果により赤間職組は空知職組と合併して発展的に解散した。

4 集中豪雨による被害対策

41 年 8 月 20 日夜来の集中豪雨で傘下の夕張、平和、幌内の各地区は共に被害を受けたが、職員関係の罹災は次の通りであった。

夕張支部

管内福住社宅床上浸水 8 戸、富岡、住初社宅泥浸入 4 戸、福住社員浴場及び夕張支部組合事務所 床上浸水

平和支部

平和三区 事務員住宅床上浸水 1 戸

幌内支部 なし。

以上の罹災者に対し、北炭職組は見舞金の贈呈について交渉をもち夫々金額を決めた。

又、組合としても会社と同額を贈ることを決めたほか、職宅に入居中の殉職者家庭、社員浴場の家庭、組合事務員にも職員に準ずることとし、次の通り贈った。

夕張支部

組合員 2,000 円 (2 名), 3,000 円 (6 名)

殉職者家庭 3,000 円 (1 名)

社員浴場家庭 5,000 円 (1 名)

平和支部

事務員 3,000 円 (1 名)

5 資材部の復活

会社は36年4月メリットがあるとして資材部を廃止して人員を含め丸紅に業務を移管して資材購入を行ってきた。

41年11月、経理部の主管にあった資材業務を資材部を新設して吸収、木材部を廃止して木材課として資材部の主管とすると提案してきた。理由は、丸紅との提携で、資材の廉価購入、資金調達の効果を目的としたが効果があがらず、(1)資材代金の未払金利が大きくなった。(2)廉価購入も丸紅の都合で出来なくなった。(3)丸紅の資材代理部が廃止され北炭よりの移管職員が配置替えとなった。(4)木材部の森林業務は森林工業に移管したので縮小して資材部に含めるなどというものであった。これに対し北炭職組は都市関係の人員増を山元にしわよせされることは反対という態度を申入れたが、当面は新機構による所属変更のみで人員の交流は行わないことが明らかになったので、会社提案を諒承した。

かくして、丸紅との提携で北炭が期待したものは僅か5年にして実を結ぶに至らなかった。

6 道知事候補に塚田庄平氏立候補

第6回地方選挙(42年4月)に際し社会党並びに全道労協は過去2期に亘り保守勢力に占められた道政奪還のため知事候補の銓衡を進めた結果、道議会副議長の塚田庄平氏が最適任者であるとの結論を得て41年4月上旬道炭労に正式に申入れた。

道炭労は組織勢力、石炭政転闘争等の事情から5月末に辞退を決定、又、塚田庄平氏の出身単組として北炭職組も同氏の意向を入れ擁立を辞退した。その後6月に至り町村金五知事の三選出馬が確定するに至って、緊急事態としてこれ以上候補の決定が遅延すれば立遅れをきたし情勢を不利にするとの理由から、再度、道炭労、北炭職組、塚田氏に対し夫々要請してきた。これに対し有余曲折はあったが諸情勢を判断し本人の諒承を得て推せんを受諾し機関の承認を得た。北炭職組はこの闘争を推進するため独自に1,000円の資金カンパを決めると共に知事選对本部に夕張支部から本間巖氏を派遣し常駐させた。一方組合常駐者等を道内各地の北炭関連会社等にオルグとして派遣すると共に組合員1人10票獲得運動を展開した。知事選挙は社会党、全道労協が中心となり革新団体が総力をあげて闘いを進めたが、しかし、開票結果は町村金五が1,424,532票、塚田庄平は893,555票で53万票の大差で敗れた。

一方市会議員には夕張市に夕張支部は矢口嘉一、三笠市に幌内支部は、小林幸太郎、本田三七男、岸本竹雄の各組合員を統一候補に決めて選挙戦を闘った結果、全員当選し完勝したが、得票数並びに順位は下記の通りであった。

矢口嘉一	1,254 票	6 位	(定員 36 名)
小林幸太郎	1,143 //	1 位	(定員 30 名)
本田三七男	884 //	5 位	(//)
岸本竹雄		14 位	(//)

7 社員表彰制度の復活

社員の本店表彰は 28 年以降中断されていたので北炭職組は会社に対し度々実施を要求してきた。その結果、41 年 7 月会社はこの実施要綱を提案してきた。その主旨は

勤務業績の卓越した優秀な社員を顕彰し社員の志気昂揚を図るを目的とする。

表彰は、地方表彰、中央表彰の 2 種類とする。表彰の方法については「社員表彰実施要綱及び細則」を設けこれによるという内容であった。北炭職連としては、自ら要求したことであったので会社提案に同意した。

その結果、41 年の 10 月に第 1 回の地方表彰が行われ被表彰者は夫婦同伴で受彰して、当日は定山溪で一泊し慰労の宴に出席した。尚、その後中央表彰を受ける者は、東京 3 泊 4 日の日程で表彰式、役員招宴、都内遊覧に参加することに決まり、夫々実施された。^{注(2)}

注(2) 社員表彰制度の要綱は次の規約からなっている。

社員表彰実施要綱

(目的)

一、この要綱は社員就業規則第 69 条第 3 号による社員表彰の取扱いを規定するもので、勤務業績の卓越した優秀な社員を顕彰し、社員の士気昂揚を図ることを目的とする。

(表彰)

二、表彰は次の二種類とする。

- 1 社員地方表彰
- 2 社員中央表彰

(表彰の方法)

三、前項に掲げる表彰の基準、時期、行事、被表彰者の取扱いは「社員表彰実施要項細則」による。

(被表彰者の決定)

四、被表彰者は所属長の申請により取締役社長が之を決定する。

(被表彰者の社内周知)

五、被表彰者は社内報で公示し社内周知させる。この実施要項は 42 年度より実施する。

社員表彰実施要綱細則

1. 地方表彰

(1) 銓衡基準

勤続 15 年以上又は年令 35 才以上の者であって、次の各号の 1 に該当する者

- (イ) 常に率先繁劇な任務の遂行に当り、その勤務態度が社員の模範となる者
- (ロ) 業務に精通し、優秀な技能をもって業務能率向上に顕著な業績をあげた者
- (ハ) その他各号に準ずる優秀な社員

8 停年退職社員再採用制度の設定

北炭職組は予てより坑内係員の人員充足を機会ある毎に要求し協議を続けてきた。その結果、42年10月1日付をもって次の要旨で協定し、はじめての制度が実施されることとなった。

1. 鉱山保安技術職員の資格を有し身心健全な者で且つ会社が必要と認めた者
2. 身分は資格制度による職員に格付けする
3. 雇傭契約は定年退職後期間は3ヶ年とするが1ヶ年毎に更改する
4. 処遇
 - ① 本給は停年退職時の額の横切りとするが、契約更改時に改訂する
 - ② 賞与、有給休暇、その他給与の取扱は一般社員に準ずる
 - ③ 雇傭期間中は年金支給を停止する。又年金1時金を希望する者は再採用退職時に支給する。
 - ④ 再採用退職時に退職慰労金として本給の1ヶ月分を支給する。

(2) 表彰の方法

札幌事務所に於て取締役社長が表彰し、賞状並びに副賞を授与する。表彰の時期は別に定める。

(3) 副賞

金一封並びに徽章とする。

(4) 表彰人員

各年度の被表彰者は原則として7名以内とする。

(5) 表彰行事

表彰行事は1泊2日の日程により表彰式、役員招宴、道内1泊旅行を行う。

(6) 被表彰者の取扱い

被表彰者が表彰行事に参加する期間は出張扱いとし、配偶者の同伴を認める。
同伴を認められた配偶者は本人同様の取扱いとする。

2. 中央表彰

(1) 銓衡基準

勤続満20年以上、又は年令40才以上の者であって1の(1)の基準に該当し、特にその業績顕著な者

(2) 表彰の方法

本店に於いて取締役社長が表彰し、賞状並びに副賞を授与する。表彰の時期は別に定める。

(3) 副賞

金一封及び徽章とする。

(4) 表彰人員

各年度の被表彰者は原則として3名以内とする。

(5) 表彰行事

表彰行事は滞京3泊4日（通産大臣が行う炭鉱従業員表彰受賞者については滞京4泊5日）の日程により表彰式、役員招宴、都内遊覧、各所見学を行う。

(6) 被表彰者の取扱い

被表彰者が表彰行事に参加する期間は出張扱いとし配偶者の同伴を認める。同伴を認められた場合は本人同様の扱いとする。

以 上

9 社内預金に関する労使協定

北炭の社内預金制度は労働基準法の規定に基き申請し、昭和 27 年 7 月認可を得て運営していたが、昭和 41 年 3 月 23 日付労働基準法施行規則の改正がありこれが同年 4 月 1 日より施行され、又、労働省の通達によって種々制限が加えられることになった。これが 2 年間の猶余期間が付けられていたが、43 年 3 月末日をもって期限切れとなるので、会社から協定の申入れがあったので、次の通り会社、労連、職組、都連の 4 者間で協定した。^{注(3)}

注(3) 貯蓄管理規程は次の条文から構成されている。

貯蓄管理規程

北海道炭鉱汽船株式会社、北海道炭鉱汽船株式会社労働組合連合会、北海道炭鉱汽船職員組合、北海道炭鉱汽船社員組合都市連合会とは労働基準法第 18 条第 2 項の規定に基き会社が行う従業員の預金の受入れ、管理に関し下記の通り協定する。

記

(預金の範囲)

第 1 条 会社に預金できる者は会社に常時使用される従業員とする。

(預金の返還)

第 2 条 会社は預金者が退職するときは、その者の預金を速やかに返還する。但し退職後引き続き雇傭される者についてはこの限りでない。

(預金額の限度)

第 3 条 各預金者の預金残高の限度額は 300 万円とする。

(預金の範囲)

第 4 条 預金は賃金及び賞与の範囲内で受け入れるものとする。

(預金の種類)

第 5 条 預金は普通預金とする。

(預金の利率)

第 6 条 預金の利率は月利 6 厘 6 毛とする。

(預金の受け入れ払い戻し)

第 7 条 預金の受け入れ払い戻しは次の各号により行う。

1. 新たに預金しようとする者は、予め社内預金に使用する印鑑を届け出て申し込みを行う。
2. 預金の受け入れは、賃金又は賞与の支給を受けた際行う。
但し預金者の申し出により賃金又は賞与から控除することができる。
3. 預金の払い戻しは預金者の必要に応じ随時これを行う。
4. 預金の払い戻しは届出印鑑により行う。
5. 届出印鑑を変更する場合は改印届を提出するものとする。
6. 預金の受け入れ、払い戻しは 100 円単位とする。

(利息の計算方法)

第 8 条 預金には受け入れの当月から払い戻しの前月まで 10 円以上の金額に対し第 6 条に規定する利子(月利 6 厘 6 毛)をつける。

但し月の 16 日以降の受け入れた場合は受け入れた月の利子はつけない。

預金の利子は毎年 3 月末日及び 9 月末日に計算し翌月 1 日付をもって元利に繰入れる。利子の計算は 1 円以下を切りする。

(預金通帳)

第 9 条 預金者には預金通帳を交付する。

預金者は預金を預け入れまたは払い戻しを受けるときは会社に預金通帳を提出する。

預金通帳には預金の預け入れ額並びに払い戻し額、利子額及び預金残高並びにそれらの日付を記入する。

預金者が預金通帳を滅失し、また損傷したときは速やかに所定の手続により再交付を受けるものとする。

10 炭労より離脱

北炭職組は第7回定期大会(42.7.23)で本部組織対策委員会を設け組織体制について検討を加えることを決定し課題としては①内部体制, ②炭労, 炭職協との関係, ③都連との関係, ④系列炭鉱職組との関係の4点であった。この組織対策委員会は第1回(42.9.10)から第5回(43.7.21)

(預金台帳の備付)

第10条 会社は預金者別の預金台帳を設け、預金の受入額、払い戻し額、利子額及び預金残高並びにそれらの日付を記録する。

(譲渡等の禁止)

第11条 預金者は預金の払い戻しを受ける権利を第三者に譲渡または担保に供することが出来ない。

(保全機関の設置)

第12条 会社と組合は預金保全のため「社内預金保全委員会」を設置する。

「社内預金保全委員会」の運営は別に定める「社内預金保全委員会規則」による。

(定期報告)

第13条 会社は毎年3月末日及び9月末日現在に於ける本協定の履行状況を夫々5月、11月に文書により「社内預金保全委員会」に報告するものとする。

(支払準備金)

第14条 会社は預金保全のため銀行預金並びに金融債によって預金総額の50%以上を支払準備金として保有する。

(施行)

第15条 本協定は昭和43年4月1日より実施する。

以 上
4 者調印

社内預金保全委員会規則

(名称及び目的)

第1条 社内預金保全委員会は北海道炭鉱汽船株式会社社内預金保全委員会（以下委員会と謂う）と称し預金者の保護をはかることを目的とする。

(構成)

第2条 委員会は会社側3名、組合側3名（北炭労連、北炭職組、北炭都連各1名）をもって構成する。

委員会に委員長並びに副委員長を置き委員長は会社側委員より選出し、副委員長は組合側委員より選出する。

委員長は委員会の会務を統理し之を代表する。副委員長は委員長を補佐し委員長に事故ある時は委員長の職務を代行する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は一年とする。但し補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(任務)

第4条 委員会は貯蓄金管理協定の履行状況の審査及び預金者の預金に対する苦情処理を行う。

(権限)

第5条 委員会は貯蓄金管理協定の履行状況の審査のために必要と認めた場合は預金台帳を閲覧し会社に対し報告を求めることができる。

委員会は社内預金に関し必要と認めた場合は会社又は預金者に対し勧告することができる。

(委員会の開催)

第6条 委員会は毎年2回（5月、11月）委員長が招集して開催する。

但し委員長が必要と認めた場合又は副委員長より要請があった場合は臨時に開催することができる。

委員会は過半数の委員の出席により成立する。

(施行)

本規則は昭和43年4月1日より実施する。

以 上

迄続けられその結論を得たが、第4回(43.6.30)に於て略々その方向が以下のように固まった。

(一) 組織対策委員会の検討

この中で炭労と炭職協の関係については、炭労加盟の職組は北炭職組、住友職連と日炭高松職組だけで炭労の運動は鉱員組合主導で職組の主体性が生かされず又指導方針に対し例えば国有化闘争等に違和感があること等から今後は全国炭鉱職組が結集している炭職協の路線にしたがって運動をすすめるという方向を指向する。そのために炭労から離脱するとの結論に達した。

執行部としては炭労から離脱するということは極めて重大なことであり、又、信義上のこともあるので、組織対策委員会の経過を、道炭労(小笠原亀五郎委員長)、北炭労連(里谷和夫会長)、中央炭労(我妻要副委員長)、住友職連(鈴木清作委員長)に対し夫々説明した。

これに対し道炭労、北炭労連は、重大な問題であり放置出来ないとして北炭職組に対し思いとどまる様働きかけをしてきた。

1. 炭労、道炭労、北炭労連との話し合い

7月24日、炭労(担当中執)、道炭労(三役、担当道執)と北炭職組執行部との懇談がもたれた。

この席で炭労側からは①石炭政策闘争を進めている重要な段階で北炭職組が離脱すると、他の職連や中小炭鉱労組が炭労指導は大手過重であるという潜在的な批判をもっている状況からしてこれらの組合にも波及しかねない。②執行部が離脱の方針を確認していることは重大な問題であり、執行部の方針と対立するかも知れないが、オルグを入れて組合員1人1人と話合わざるを得ない。

これに対し北炭職組側は、飽迄円満離脱退を願っているし他職連等は夫々の自主性をもっているのだから直ちに波及することは考えられないと思う。少くとも炭労内あって今日迄同志の立場で運動してきたのに円満離脱を考えているわれわれに対し執行部と対決してもオルグを入れるというなら反対せざるを得ないと述べ双方の主張はかみ合わない俥に別れた。

この結果、炭労側は中央に持帰り早急に対策をたてるとのことで終った。

2. 再度の話し合い

このあとも炭労並びに北炭労連とも話し合いをもったが、論議の繰返しに終始し北炭職組は第5回組織対策委員会(43.7.21)の結論をもって8月11日臨時大会の開催を決めた。

(二) 炭労当面の対策と対策委員会を設置

炭労は北炭職組が臨時大会を開催するのに対し次の対策を決めた。

- 1) 本問題を北炭職組の組織離脱という単純な考え方で処理することなく、炭労全体の組織問題としてとらえ、緊急に道炭労支部代表者会議を開催し、問題の性格や背景を明らかにする。
- 2) 北炭職組に対しては、組織離脱を思いとどまるよう積極的に働きかけ、当面は8月11日開

催予定の北炭職組臨時大会を延期するよう炭労は全力を傾注する。

- 3) 前項との関連で、北炭職組との協議の推移から、炭労、道炭労の三役、北炭労連、住友職連、太平洋労組、日炭高松職組、さらには政治局員、顧問などを中心としたオルグ活動を行う。
- 4) 本問題に関する北炭労連の影響力は非常に大きいものと判断される。そこで、職労代表者会議、職労協議会、さらには労、職の支部における役員交流などを積極的に展開し職組が炭労にふみとどまるよう強く働きかけてもらう。
- 5) 今後推移する情勢に対応した具体的対策を検討し、実施するため「北炭職組問題対策委員会」を設置する。当面は企画委員会を中心に作業をすすめ、必要に応じて対策委員会を開催する。

○北炭職組問題対策委員会メンバー

委員長 山本 忠義 (本部)

副委員長 我妻 要 (〃)

〃 小笠原亀五郎 (道炭労)

〃 里谷 和夫 (北炭労連)

〃 鈴木 清作 (住友職連)

事務局長 石塚 吉男 (道炭労)

委員 新谷 一広 (太平洋労組)

〃 坂本 八郎 (日炭高松職組)

〃 吉開 喜一 (北炭労連)

〃 本村 勝郎 (本部)

〃 斉藤 従七 (道炭労)

○北炭職組問題企画委員会

委員長 山本 忠義 (本部)

委員 小笠原亀五郎 (道炭労)

〃 里谷 和夫 (北炭労連)

〃 石塚 吉男 (道炭労)

〃 鈴木 清作 (北炭職連)

(三) 平和炭鉱坑内火災発生で一時棚上げ

7月30日平和炭鉱で坑内火災による重大災害が発生し、道炭労は支部代表者会議の開催が困難となり、北炭職組、北炭労連は共にこの対策に当るため、炭労、北炭労連、北炭職組の三者で協議した結果、北炭職組の組織問題については一時棚上げすることを申し合せ、北炭職組も8月11日開催予定の臨時大会を延期した。

(四) 炭労、北炭労連との話し合い

9月2日、平和鉱災害による殉職者の合同葬が終り一段落したので、北炭職組は9月9日道炭労に対し次の申し入れを行った。

- 1) 職組問題は平和鉱災害のため1時棚上げしていたが、役員の任期は既に5月に終わっており又今年度予算も未だ決まっていないので定期大会を早期に開かなければならない。
- 2) 定期大会の前に臨時大会を開催して組織問題の結論を得なければ予算編成が出来ないし組織体制を整えられない。
- 3) したがって9月11日頃に臨時大会の開催日を決めるつもりでいる。
- 4) 本問題について炭労の具体策があれば示してほしい。

この申し入れに対し炭労は内部会議を開催して対策を検討する旨の意向を示した。

(1) 北炭労連との話し合い

9月11日、北炭労連側は、労連執行部と各山元組合長、北炭職組側は本部三役、山元支部長が出席して話し合った。

席上、北炭労連側からは次の要旨の意向が述べられた。

- イ) 先般平和、夕張炭鉱で重大災害が発生し、特に平和鉱では未だ22名が未収容になっており災害の事後処理について職労と会社で協議中である。北炭職組が炭労から脱退することになればこれらの問題処理に影響するし、折角労職の良い慣行にもひびが入り感情的問題に発展する可能性が大きく職場でトラブルが激しくなると考えられる。
- ロ) 石炭政策が検討されている重大な時期にあり答申によって全国一社、三社等再編成がなされることにもなろうからその時点で組織問題を論議することが出来ないだろうか。
- ハ) 平和、夕張と重大災害が続発し、今後の重要課題は保安問題に取り組むことである。このような時期に職労間で紛争が起ることはお互にプラスにならないと思う。石炭産業にとっても北炭にとっても重要な時期にあるのでなんとか時期について再考願いたい。

これに対し北炭職組側は再度これ迄の経過を説明し労連の意向はわかったが、なお炭労に具体的考えを示してもらい併せて検討したい。尚、炭労が決めているオルグについては大会、支部委員会には受け入れるが、職場には入ってほしくない旨表明して終った。

(2) 炭労からの要請

9月12日、山本忠義炭労委員長、小笠原道亀五郎炭労委員長、鈴木清作住友職連委員長と北炭職組側から佐々木仁三郎委員長、斉藤事務局長が出席して話し合いをもった。

席上山本委員長から対策委員会で本問題を検討した結果として次の主旨の考えを示した。

「石炭産業の将来展望からその体制上いずれそのうちに組織形態を如何にすべきか全炭鉱、炭職協との三者で話し合うことになろう。その時点では北炭職組の考え方通りになるかも知れない。従って現在双方が出来る最善の方法として次の要請を受入れてほしい。

- イ) 北炭職組組対委の結論を白紙にすることは出来ないことは理解するので暫らくペンデング

にしてほしい。

ロ) 北炭職組の内部事情については理解している。従って諸問題について今後具体的に話し合って善処していきたい。このことについては炭労内部でも理解すると確信する。

ハ) 国有化闘争について北炭職組は権限集約が未成立であるがこのことはまかしてもらいたい。

以上については組合員に理解してもらえと思うが、どうしても受け入れられない場合には本意ながら立場の相違から已むを得ず何らかの方法をもって対処せざるを得ない。」

この労連、炭労との話合いと要請を執行委員会で検討した結果、この経過を各支部では下部討議にかけたが、炭労、労連の考え方は理解するとしてもこれ迄の討議経過からしてこれ以上先送りは出来ないとの結論に達し9月29日臨時大会を開催することを決めた。

(五) 炭労政治局員及び顧問との話合い

9月24日炭労より本問題について、炭労政治局員の大矢正参議院議員、塚田庄平社会党道連委員長、原茂炭労顧問と話合っしてほしい旨申入れがあり北炭職組はこれを受け臨時大会を直前にして9月27、28の両日佐々木仁三郎委員長以下三役と各支部委員長が出席し話合いをもった。席上、政治局員及び顧問側から次の要請が出されたが、要旨は次の通りである。

イ。北炭職組の内部事情については充分理解する。

ロ。しかし、現状は石炭答申が出される時点であり、炭鉱労働者にとって重大な時期であるので北炭職組の炭労離脱は内外に与える影響が余りにも大きい。

ハ。北炭職組が円満離脱を主張されても炭鉱労働者が国有化闘争で丸一となって闘いをすすめることになるこの時点では労働組合員の感情をより刺激する懸念がある。

ニ。従って非常に時期が悪いので再検討願いたい。具体的には石炭答申(第4次)が出されれば炭労は臨時大会を開催して今後の国有化闘争のすすめ方を検討することになるので、それ迄組織離脱を決議することについて保留願いたい。

ホ。このことが諒承されれば私共の責任で協議の経過を大会に報告して組合員の理解を得ることに努力する。

この要請をめぐって両者間で2日間に亘って論議をした結果、円満離脱は可能との感触も得たので北炭職連側は再検討してみることにしこの話合いを終えた。

(六) 上部組織問題は次期大会に繰越す

炭労政治局員並びに顧問との話合いの経過を踏まえ翌日に迫った臨時大会を前にして9月28日北炭職連は執行委員会で対策を検討した結果次の結論を得た。

(1) 我々内部の実態から方針の変更には問題があるが、炭労、北炭労連、政治局員及び顧問の

要請にあるように我々の判断としても重大な時期にあることは変りはない。

- (2) 我々は円満離脱を前提として協議を重ねてきた経過から政治局員及び顧問の責任ある要請を信頼し石炭答申の時期を待って対処することが現在直ちに離脱を強行することより目的を達成するためには得策である。

以上の判断にたつて翌9月29日の臨時大会には、炭労からの離脱問題について炭労大会後にすみやかに定期大会を開催し提案することにした旨提案したところ満場一致確認されこの問題は次期大会に持越された。

(七) 炭労大会(43.11.13~15)での経過

炭労大会では、特別報告として北炭職組の離脱問題が執行部と大矢正参議院から夫々報告され、併せて石炭答申を前にして重大な情勢にあるので大会開催中に北炭職組代表と話し合いをもって思い止まる様努力するとの提案がありこれが確認された。これにもとづいて、北炭労連執行部と北炭職組側は佐々木仁三郎委員長と各支部委員とで話し合いをもった。席上北炭労連から再度離脱を思い止まる様要請があったが、炭労政治局員、顧問との話し合いの経過、さきの臨時大会の経過から労連の要請を受け入れることは組合員から指導不信を招くので、炭労大会終了後予定通り定期大会を開催して最終態度を決めざるを得ないとの意向を表明した。

これにより炭労は対策委員会を開催しその結論として大会最終日に山本忠義炭労委員長より次のような報告があり大会は満場一致これを確認した。

「大会決定にもとづいて北炭職労代表で話し合いをしたが、北炭職組代表の諒承を得られなかった。しかし、北炭職組の定期大会に向けて更に北炭労連及び山元労組の協力を得ながら、炭労離脱を思い止どまってもらう様幹部段階での話し合いをしながら努力したい」

(八) 北炭職組第10回定期大会(43.12.23)

前述した様に北炭職組は炭労、北炭労連、炭労政治局員及び顧問との話し合いを積重ね、その結果それなりに北炭職組の事情が理解され主張が入れられたとの感触を得たものと受けとめていたが、炭労大会での山本忠義委員長の報告では何ら進展したものではなかった。又話し合いの過程で炭労政治局員及び顧問の意向として「炭労大会終了後迄離脱の決定を留保してくれるならば、その努力に対しては拍手はおくれない迄も充分労をねぎらう気持ちでいるし、このことを炭労大会で代議員に率直に訴えてその理解を求めたい」との表明を信頼して、大会決定を延期してきたのである。したがって、双方で確認し合った義務は果たしたとの認識にたつて定期大会(43.12.23)を開催し組対委の答申に沿って行動方針、予算を可決、炭労については12月末日付をもって離脱することを決定した。又炭労離脱後は、炭職協を通じて炭労・全炭鉱との提携を深めるためその推進役としての役割を果たしていくと共に企業内に於ては労連、労働組合と一層提携を密にし、更に各支部に於ては地区労を中心として友誼団体との連携をはかって行くことを併せて可決した。

(九) 定期大会後の経過

定期大会(43.12.23)で炭労離脱を決定したあと、44年2月22日、北炭職組側は副委員長、事務局長、炭労、道炭労側は組織担当者及び北炭労連事務局長と炭労離脱後の双方の協力関係について協議した。その結果次の通り申合せた。

- (1) 北炭職組は今後も道炭労地方委員会にオブザーバーとして出席することを諒解する。
- (2) 北炭職組は夕張、三笠地区労に従来通り留まり道炭労の両地区協に準加盟する。
- (3) その他今後日常の組織連携をはかるため道炭労組織部長、北炭労連事務局長、北炭職組事務局長の三者をもって事務局会議を構成する。
- (4) 北炭職組は石炭政策闘争の重大性を認識し諸行動の参加については今後三者連絡会議を設置し問題処理に当る。

炭労は臨時大会(44.2.10～11)を開催した際、北炭職組の離脱について報告し確認された。このあと北炭職組は炭労と離脱手続について協議した結果、44年3月6日付文書をもって次の通り手続きをとった。

昭和44年3月6日

日本炭鉱労働組合

執行委員長 山本忠義殿

北海道炭鉱汽船職員組合

執行委員長 佐々木仁三郎

炭労組織より離脱に関する件

御了承の通り当組合は昨年12月23日の第10回定期大会で貴組合からの離脱を決定し、正式手続については執行委員会に一任されていたところであります。

貴第57回臨時大会は当職組の組織事情を諒とされ、当職組の離脱を満場一致確認されました。

以上の経過から第3回執行委員会(3月5日)は正式に離脱手続を行うことを決定しましたので、ここに文書によって貴組合から離脱することを御届けします。

以 上

11 平和炭鉱坑内火災

43年7月30日午前3時50分頃、西部第一ロングゲート No.1 ダブルチェンコンベヤーの運転員は風上よりゴムの焦げるような臭気を感じたため出向いたところ西部ベルト斜坑第二原動部附近で白煙が出ていたので各所に連絡した。近くの坑道にいた斉藤係員は鉱員6名と食事中臭気に気づき現場に急行消火ホースを用意させ自分は電話で各所に連絡、ホースを持った鉱員は撒水管

の取出口を探したが煙のために見出せず、斉藤係員は附近にいた人達を誘導し待避の途中近藤主任に出合い報告した。近藤主任は直ちに現場に急行し撒水管を脱管しベルトの上に放水した結果、煙がはれてきたので第二原動部に近づき水による消火を行った結果、7時55分頃一応消火したかに見えたが、天磐が崩落し再び煙が逆流し侵入が出来なくなったので退避した。当日この方面には65名(職員7名鉱員58名)が配番されていたが、34名が自力で脱出し31名が行方不明となった。

災害発生後救護隊が北炭系各山から出勤しその数は36班212名に及んだ。入気側が崩落で侵入出来ないのも、排気側より救出活動に入ったが、9遺体を収容した時点で、風管通気では煙と高温で前進出来なくなり、坑道を張分け局部扇風機で通気を取り522m前進した。その先は資材、鉱車などの障害物があるため風管通気で更に133m進行した。これ迄到着する途中では坑道の熱気を冷却するために各所にドライアイスを下げ、又、救護隊員は被服にアイスノンを挿入するなどして高温下の作業は難行を極めた。排気側からの張分け通気でこれだけの距離を進行したのは世界でも例がなかった。進行の先端で崩落していて熱気は100度C以上、メタンガスは10%、炭酸ガス3%で煙も観測され、火災が未だ続いているのが予測され二次災害の危険があるので、作業の続行を断念した。この時点で保安監督局は、入気側よりの炭酸ガスの注入による消火を示唆したが、検討の結果時間的、物理的に効果が期待出来ないことが分り、入気側の西部ベルト斜坑の水封(部分注水)によって消火することになった。注水は8月12日午後から開始、15日午後完了した。そのあと一日放置して16日救護隊が排気側の偵察を行ったところ坑道張分けのビニールが焼けただれており火源が残っていることが分った。そのため排気側からの救出作業を断念して、坑道を密閉して二次注水による消火の方針をたて残留者の家族の諒解を得て8月19日午前7時50分から密閉作業にかかった。

この時同時に22名全員の死亡が宣告された。職員の殉職者は、2名で板垣吉次氏は排気側の坑道で遺体で収容されたが、須郷正年氏は残留者22名の中に含まれた。

8月30日午後1時より22名が坑内に残留の俣平和会館で殉職者31柱の合同葬がとり行われた。午後1時全山に鳴り響くサイレンを合図にマチ全体が殉職者の冥福を祈り目禱を捧げた。

密閉、注水が開始されたあと8月25日から全員保安作業に入り保安点検を実施、保安体制が正常化したので9月2日から平常操業に入り採炭作業を開始した。

密閉内の注水は予定通りすすみ11月27日完了、完全に消火したことが確認出来たので、12月28日密閉を撤去、12月2日より水抜き及び取明作業を4交替で開始した。取明作業は水没跡だけに難行したが、残留者の収容は翌44年2月17日、3月9日14人、この人達は西部10尺ロング上部で、煙を避けるためチェンコンベアトラフを入気側に張り廻し、エアーホースを鉄柱にしぱりつけて通気をとるなど、籠城の体制をとり須郷職員を中心に車座になって殉職していた。3月29日2人、4月21日1人、同23日1人、同26日1人、6月8日2人を収容、引き続き遺品遺骨から警察は2遺体であることを確認、7月3日、事故一年近くにして漸く全員を収容し取明作業を

終了した。

取明した箇所では、炭壁は水晶体に結晶しコークス化し、又、岩石、ケーブルの鋼線が溶解したあとがみられるなど火勢の物凄さがうかがわれた。

尚、この事故でCO患者として、入院患者2名、一ヶ月以上の休業者6名、一週間以上の休業者2名、3日以下の休業者32名が罹災した。

(一) 北炭職組の災害対策

7月30日早朝、平和支部より災害報告を受け本部役員は佐々木仁三郎委員長以下直ちに現地に直行、夕張、幌内支部役員も同日午後現行に到着直ちに執行委員会を開催、執行委員全員による現地対策委員会を設置し対策に取組むことを決定した。一方炭労も、道炭労、北炭職組、北炭労連、地区労、現地組合による対策本部を現地に置いて緊急対策にあたった。又、合同葬儀の行われた8月30日は、平和支部のうち平和鉱関係組合員は24時間ストを決行、会社に対する抗議と殉職者の冥福を祈った。災害発生のおと7月30日政府調査団、8月5日には参議院石特委調査団、8月7日衆議院石特委調査団が夫々来山、組合側は調査団に対し保安対策や遺族対策について強く要望した。

又、北炭職組は8月27日会社保安部に対し次の保安対策を申入れた。

1. 消火施設の一点検と整備
2. 電気機器室及びその周辺の耐火構造化
3. 主要坑道およびベルト坑道などの不燃地帯、消火地帯の設置
4. 坑内電話の設置箇所および連絡回線の再検討と整備
5. COマスク導入促進と実技訓練の実施
6. 各番方連絡責任体制の充実
7. メルカプタンの増置
8. 携行無線器導入の具体化
9. 新設切羽および通気変更の際には図上による退避訓練を必ず実施する 以上

(二) COマスクの個人携行と誘導無線器の導入

42年10月25日、CO中毒法が施行されて坑内の所定箇所にCOマスクが備えつけられたが、利用する者が皆無の状態だったため、この災害を契機としてCOマスクの個人携行の必要性が強調され、これが義務づけられることになった。更にそれ迄災害時の連絡は二系統以上と定められていたのが、43年11月25日から誘導無線器が各炭鉱に導入されることになり保安技術職員が各自携行することとなった。^{注(4)}

注(4) 国会での保安対策は次のように決まった。

藤井政務次官に緊急災害対策として八項目を要求

炭労災害対策委員会は、政府の調査団として派遣された藤井政務次官、西家保安局長、近藤札幌保安局長と七月三〇日午後五時から四〇分間に亘って会見し、美唄炭鉱、滝口炭鉱に続いて大災害の発生をみた事は誠に遺憾であり、この事は会社側の保安対策の不備による事は勿論であるが、根本的には石炭政策の欠陥によるものであり、人命尊重の立場にたって抜本的な保安対策の樹立と、災害の責任体制の確立を前提として、今後災害を契機に緊急保安対策を打ち出すべきであるとして次の対策を求めた。

- 一、坑内の機械化並びに電化に伴って火災の危険性が増大しつつあり、抜本的な耐火、防火対策の強化をはかる事。
- 二、消火設備の充実をする事、坑内に於ける消火設備は旧態依然であり坑内消火機器の開発を含めて徹底した対策を講ずる事。
- 三、保安対策を前提とした適正人員を配置する事。
- 四、自己救命器の個人携行を即時実施する事。国内生産が間に合わない時は緊急輸入の措置を講ずる事。
- 五、保安教育の徹底
全般的な保安教育を実施すると共に、特に退避訓練は今次災害を契機として各炭鉱一斉に実施させる事。
この場合、実地訓練、図上訓練を併せて実施する事。
- 六、近代式的装備と、機動力のある常設救護隊を国の予算で地域毎に設置する。救護隊は各炭鉱より派遣し交代制とする事。
- 七、保安監督官は、現状災害の対策に迫られて監督指導が不充分であり、監督官を大幅に増員し監督指導の強化をはかる事。
- 八、坑内無線電話の活用をはかり連絡警報の迅速化をはかる事。

衆議院石特委における保安確保に関する決議

北炭平和炭鉱災害対策のため調査団を派遣した衆議院石特委は、調査団帰京後八月九日に石炭関係労使の参考人(大槻石炭協会長、植田鉱業連合会顧問、山本炭労委員長、平川全炭鉱執行委員、遠藤炭職協副議長)から今後の保安確保対策についての意見を聴取すると共に、次の様な決議を行なった。

石炭鉱山の保安確保に関する件

衆議院石炭特別対策委員会(四三、八、九)

第五八回国会当委員会において、石炭鉱山の保安確保に関する件について決議を行ったが、依然として炭鉱災害が続発し、去る七月三〇日には北海道炭鉱汽船株式会社平和炭鉱における大災害の発生を見るに至った。

かかる現状にかんがみ、政府は速やかに石炭鉱山の保安確保のため、次の諸点につきその実現を期すべきである。

- 一、炭鉱関係者特に経営者に対し、保安確保の重要性を再認識せしめ、保安優先の経営を実施せしめるよう強く指導すること。
- 一、全石炭鉱山の保安点検を更に強化するとともに、鉱山保安法及び関係法規の再検討を行ない所要の改正を行なうこと。
- 一、保安管理体制の万全を期するため災害通報について、即時の対策を指示できる管理者の三交代制の実施及び巡回、機器管理体制を再検討し強力な行政指導を行なうこと。
- 一、退避訓練を徹底するため月一回の保安日を定め、保安検査並びに退避訓練を実施すること。
- 一、保安技術職員は坑内火災、自然発火、ガス爆発及び突出、出水の場合、その災害箇所下手に位置する労働者に対し、災害の大小にかかわらず速やかに避難を命ずるよう指導すること。
- 一、自己救命器の生産確保、自己携行の実施及び救命器の改善に更に努めること。
- 一、災害報知の迅速を図るため坑内誘導無線の全面的採用及び各種警報装置の強化を図ること。
- 一、地域別、地方別に救護隊を編成強化するとともに、常設救護隊についても検討し、迅速な出動態勢の確立を図ること。
- 一、保安確保のため労働者、係員の申告制を採用するよう強力に指導すること。
- 一、遺家族対策の万全を期するため労働者災害補償保険法の基準を実情に即応するよう改正を速やかに行なうこと。

右 決議する。

12 夕張炭鉱二鉱落磐災害発生

平和炭鉱の坑内火災は、8月30日坑内に未だ22名の未収容者を残し悲しみの内に合同葬が行われた。9月2日から平常操業に入り、全道労協は9月3日「炭鉱災害続発に抗議する全道集会」が平和グラウンドで開催、集会后平和炭業所にデモをかけ厳重に抗議した。

しかし、この日午後2時20分頃、又々、夕張炭鉱二鉱三区のロング面で落磐事故が発生、稼働中の加納久職員はじめ採炭員8名が罹災、この内横山公彦採炭員は幸いにも微傷程度の負傷で救出された。しかし、必死の救出作業も空しく翌4日午後6時、加納久職員を最後に8名全員が遺体で収容された。

職労組は直ちに現地対策委員会を設置し、罹災者の救出対策、災害原因の究明に当たった。

一方、炭労調査団は、現地対策委員会の報告に沿って入坑調査を行い検討の結果、次の結論をまとめた。

(一) 災害の原因について

今次災害が発生した二鉱三区右二十尺ロングは、7月22日新設されたが、崩落並びに断層逢着等の事情により、切羽進行が遅れ、直天が軟弱の上、大天に亀裂が生じたと判断される。更に、切羽の始発部から20m進行し、払跡の上添側部分の大天破れ等の状況からみて初圧がかかり、急激に払面に荷がきて前微なしに崩落がおきたと推定される。したがって初圧に対する対策と当然予想される大天の亀裂、断層による影響先に崩落した等の実情についての保安対策が十分でなかったところに災害発生の原因があると考えられる。

(二) 今後の保安対策について

イ. 初圧対策（切羽条件悪化）の強化

- (1) 跡ばらしを強力に推進すること
払進行の促進、鉄柱改善と完全締付
跡バラシ発破の施行
- (2) 支柱の切張り、補助立柱強化
- (3) 送り空木の整備強化
- (4) 支柱法の検討

ロ. このロングの切羽状況から、使用中の鉄柱は不適當であり改善すること。

ハ. 保安点検の強化と保安教育の徹底^{注(5)}

注(5) 平和炭鉱及び夕張炭鉱の災害は次の保安対策となって具体化した。

北炭緊急保安対策

平和及び夕張二鉱の重大災害の続発を重大視した会社は北炭職組、北炭労連及び傘下組合に対して、43年9月13日、緊急対策を提示し協力を求めた。

緊急対策

43・9・13

今次平和並に夕張の重大災害続発に鑑み、今後斯る事故の絶滅を期して、この際抜本的な対策を講じ、生産現場と密着して、如何なる事態にも対応する強力な体制を敷くと共に、保安優先の実効を挙げるため、下記の通り緊急対策を実施致します。

記

一、機構改革

- 1 札幌に北海道支社を設け、支社長を置く。
札幌事務所は廃止する。
- 2 札幌支社に事務部、生産部、保安部を設ける。
- 3 生産部、保安部所属の本店在勤者は本店駐在とする。
生産部、保安部を除く、本店各部の札幌在勤者は、事務部所属とする。
- 4 之に伴う人事の異動は、手続終了次第、発令する。

二、鉱業所長、次長（生産担当）は、必ず保安担当者を帯同して入坑し、坑内情況の維持改善に万全を期する。
係長以上の入坑実績は、毎月報告させる。

三、坑内に於て、保安上改善を要すると認めた場合は、速かに保安対策を講ずることはもとよりであるが、なお、対策実施が困難な場合は、生産に拘わらずに保安対策を推進する。

四、夕張崩落事故については、人力を超える要因も多分に考えられるので、斯る危険な切羽の操業は中止する。

緊急保安対策

1 総点検の実施

災害再発に鑑み総点検を実施する。
時期並に編成については別に示す。

- (イ) 保安対策としての技術の再検討。
- (ロ) 保安対策としての設備の再検討。

2 職場の改善による保安体制の整備

保安管理機構による保安体制の整備の努力は勿論であるが、その機能が生きて動かねば効果は期待出来ない。

なお、保安に関しては、職場全体の盛り上りによる保安意識の昂揚と、全員一丸となった姿が生まれねば万全を期すことは出来ないもので下記の事項に努力を払う必要がある。

- (イ) 指示の徹底
- (ロ) 意志の疎通
- (ハ) 実体の完全把握
- (ニ) 職場規律の確立

3 保安教育の再検討

係員、鉱員の保安教育の再検討を行うほか、全体の盛り上りを助長するため、下記の協力を要請する。

- (イ) 組合の積極的参加の要請
- (ロ) 防災会の積極的協力要請
- (ハ) 主婦会の積極的協力要請

緊急対策提案席上職組意見を申入れ

九月十三日午後三時から札幌事務所に於いて、会社側から緊急対策の提案がなされた。

原社長から「重大災害の続発に鑑み次の提案について即急に実施に移したいので承認願いたい。」旨前置きあり以上の提案内容が示された。

提案内容が説明された後、職組側から保安に関する要請事項として執行委員会が取纏めた次の事項について意見を述べた。

- 1 従業員の志気昂揚について 今次重大災害の続発による従業員の不安ムードを払拭する為、会社の将来は心配ないということを積極的にPRされたい。特に係員が自信喪失しない様勇気づける対策を講ぜられたい。
- 2 生産体制に見合った保安体制の確立について 労働力不足が深刻化し生産、保安体制の障害となっているが、計画自体が生産体制に見合う様な保安体制を立てられたい。

三章 石炭政策第四次と北炭

- 1 北星炭鉱閉山反対闘争
- 2 緊急労使協議会
- 3 夕張炭鉱一鉱千歳坑落磐災害

三章 石炭政策第四次と北炭

1 北星炭鉱閉山反対闘争

北星炭鉱職組は、昭和44年9月9日現地の団体交渉の席上、会社側より「坑内火災による坑内条件の悪化と資金の行きづまりにより10月1日付けをもって、北星炭鉱を閉山したい」との提案を受けた。

3 係員の判断による保安上の措置について 係員が躊躇せず例え生産を一時中止しても保安上の措置をとれる様積極的な指導をされたい。

4 保安管理機構について

① 巡検員制度が当初の設定趣旨の目的に添う様、運営面の強化をされたい。

② 二、三番方の坑務所の連絡責任者の配置体制について措置されたい。

5 山元体制強化のため鉱長制度復活について再検討されたい。

6 上層幹部の陣頭指揮が積極的に行なわれていると肌身に感ぜられる様な体制を布かれたい。

7 職場規律確立が保安確保に必要であることを認識し、今次災害によって後退しない様積極的に進められたい。

8 大手各社の坑内職員一人当りの鉱員数を比較すると北炭九・四人、三井四人、三菱六・六人、住友六・一人であり（資料提示）今後の生産、保安体制を検討する場合にはこの実態も勘案して対策を立てられたい。

尚、今次災害に関して具体的要請事項も既に保安部に申入れしているのでその検討結果をまっとう対応したい。

之に対して会社側（社長、副社長）から次の表明がなされた。

1 平和災害による損害の資金面の穴埋めは出来たが、今後約二五億円の資金繰りを来期迄に講ぜねばならない。資金繰りは窮迫しているが、原料炭山が政策適用の上で有利であることは絶対の事実である。従って国を信頼し、安心感をもって最善を尽くして戴きたい。

災害の原因を究明し対策を講ずることによって、技術上の自信喪失は払拭されと考えている。又、保安総点検も十月中には実施したいが、いづれも不安感払拭に繋がることであり、総点検実施の際に会社首脳と係員が話し合う場を設けたいと思う。

2 予定以上の人員削減については検討し対処する。現在の実態から更に合理化、機械化を促進し適正作業量を実施出来る様にしなければならない。

3 現場係員が苦勞されていることは理解するが、予防の保安対策も併せて考えてほしい。現場でやりたいと思う対策については前向きに取組んでいきたい。

4 保安管理体制について指摘される欠陥は全て職員不足に帰因するが改善に努力する。

5 鉱長制を廃止した趣旨は、所管を限定して生産課長が現場第一線に張付くことが出来る体制をとったのであるが、運営上不味く問題があれば再検討することは吝かでない。

最後に組合側から「機構改革」については、当方として従前より望んでいたことであるので積極的に賛成し、諒承する。緊急保安対策の実施方針については、早急に具体的に提示されたい旨回答し、午後四時十五分に協議を終了した。

イ 北星炭鉱の閉山提案

これを受けた北星職組は直ちに闘争委員会を開き次の方針を決めた。

- (1) 閉山提案には反対であり、今後閉山反対の闘いを進めるが、情勢の推移によって条件闘争に移行せざる場合には大会を開催して対処する。
- (2) 現地に職労共闘委員会を設置し緊密な連携のもとに闘いを進める。
- (3) 本闘争については、炭職協並びに北炭職組の指導によりすすめるが、会社提案は北炭との関連があるので、特に北炭職組の指導を主体として推進する。

ロ 北炭職組の支援体制

この報告を受けた北炭職組は、炭職協中央本部に報告すると共に、北星職組との連携をとって9月16日執行委員会を開催して次の支援体制を決めた。

- (1) 闘争推進については、炭職協本部は道本部に委任しているので道本部議長の佐々木仁三郎北炭職組委員長と共に北炭職組が指導に当る。
- (2) 北炭職組本部並びに北星職組役員とで、「北星炭鉱閉山反対闘争委員会」を設置し闘争推進について一切の権限を一任する。
- (3) 北星炭鉱との団体交渉には、対策委員が随時参加し、問題解決まで佐々木委員長が指導に当る。
- (4) 今後の情勢の推移によって支援体制を強化するが、具体的には北星職組臨時大会の経過を踏まえて決める。
- (5) 闘争支援のため1人当100円の資金カンパを北星職組におくる。尚、必要経費は闘争資金より支出する。
- (6) 空知、万字職組に対し支援体制をはかる様要請する。

(一) 炭職協の支援体制

炭職協は北炭職組並びに北星職組と連携をとり支援体制を布き、中央幹事会で北星職組に対し、見舞金をおくことを決定し、遠藤副議長を現地に派遣、北炭職組と共に指導に当らせた。

(二) 炭労、北星労組の動向

同提案を受けた北星労組は、同日闘争委員会を開催して、「短期間に閉山反対闘争の展望を切り開くには極めて厳しい情勢にあることを認識し、当面閉山反対闘争を通じて閉山諸条件の獲得をはかる」との態度をきめた。この決定をめぐって、道炭労、北炭労連との協議を行ったが、意見が一致せず、9月12日道炭労地方委員会開催を目前にして漸く次の合意を得同地方委員会の確認を得た。

- (1) 当面は現地事情を克服して閉山反対闘争を推進する。そのため道炭労地方指導委員会のも

とに“北星支部閉山反対推進対策委員会”を設置する。

- (2) 北炭炭鉱の生産、保安体制に対する将来展望をみきわめるため、炭労は調査団を派遣し9月21日に調査結果を集約する。

この結果、北星労組は9月14日に予定していた臨時大会を炭労調査団の結論が出される迄延期することにした。

2 緊急労使協議会

(一) 対政府、対資本交渉

炭労は9月18日対道交渉、19日、20日現地組合員を含め中央行動を実施北星職組組合員も参加した。

更に19日、20日は北大磯部俊郎教授を顧問に炭労調査団が現地入りし入坑調査を行った。調査団の結論の概要は、現採掘区域は行きづまりを来しているので、約6ヶ月間に坑内骨格構造を整備し新区域に切羽を設定することによって閉山は避けられるが、当面この資金確保が重要な課題であるということであった。この調査団には北炭職組から佐々木委員長と現地職組の役員も参加した。

この結果を踏まえ、道炭労は、今後の闘争指標として、閉山反対を基本目標にして

- ① 炭労調査団の結果による政府交渉の推進
- ② 今後の最悪の事態に対処する生活権確保、完全雇用の確立

以上の方針により対政府交渉と山元団交を積極的に進めることを決めた。

このあと北炭職組、北星職組は、北炭労連北星労組の4者会議を行い、中央行動、対資本交渉には職組も夫々積極的に参加することを確認した。

ハ 通産省、北炭本社との交渉

9月25日、26日交渉を進めた。

(二) 通産省の最後回答

- (1) 北星炭鉱の再建するには多少の異^{ちが}いはあっても、炭労調査団の方向にならざるを得ないと思う。
- (2) しかし、再建するには6ヶ月間では短か過ぎる。最低2年～3年半位みなければ判断出来ない。

- (3) 資金の問題では設備資金貸出しを50%（総額5億5千万円）としても2億7千5百万円となり，又退職手当（合理化による減員）の1億4千万円にしても政府の整備資金の貸出しは半分の7千万円である。これらは何れも法的諸条件を備えた場合であって，運転資金の貸出しは出来ない。そうすると自己資金として準備しなければならない金額は次の通りになる。

① 設備資金	275 百万円
② 6ヶ月間（日産800トンベース）の必要資金	560 百万円
③ 2年間分（日産1500トンベース）の必要資金	835 百万円
④ 退職手当	70 百万円
合 計	1755 百万円

(三) 北炭本社の回答

通産省佐藤計画課長より北星再建のテコ入れを強く要請されているが，北炭としてはこれ迄北星に対しては資金の投入し放しで，17億円の資金は借入金利等も考えれば不可能である。北炭自体も資金が逼迫している現状では応ぜられないとして拒否した。

以上の経過から対策委員会は，通産省並に北炭の回答を変更せしめることは不可能と判断し，再建の闘いを断念し，組合員の完全雇用，退職条件の獲得，更に地域住民の要求獲得を目標に結束して闘うことを意志統一した。

10月1日北星職労組は夫々臨時大会を開催して，これ迄の経過と対策委員会の条件闘争の方針を確認し，その後対道交渉，中央行動と併行して山元団交をすすめた。

北星労組は道炭労斉藤事務局長，北炭労連吉岡事務局長が団交に参加，10月5，6日のストを背景に交渉を進めた結果，6日午前5時諒解点に達しストを解除した。又，併行して団交を進めた北星職組も6日午前7時20分妥結，同日職労組共臨時大会を開催してこれを確認した。この結果北星炭鉱は44年10月7日付で閉山した。

(四) 妥結内容

一，閉山方式

一般閉山とするか，特別閉山とするかは未だ明確になっていないが，会社としては特別閉山の方針で通産省と折衝中である。

二，退職条件

1 退職手当

- (イ) 職員退職手当に関する協定書の会社都合退職により計算支給する。尚，登用職員につ

いてはその実情は理解出来るので、今後労使双方で財源ねん出に努力して善処する。

(ロ) 協定に基づく退職金が7万円に満たないときは7万円を保障する。

2 解雇予告手当

各人の平均賃金の30日分を支給する。

3 特別加給金

勤続1年未満の者 2万円

〃 1年以上5年未満の者 4万円

〃 5年〃10年 〃 6万円

〃 10年〃20年 〃 8万円

〃 20年以上の者 10万円

4 餞別金 一律 2万5千円

5 見舞金

(イ) 身体障害者殉職未亡人 一律3万円

(ロ) 入院療養中の者(公傷) 〃 2万円

6 酒肴料 組合に一括20万円

7 有給休暇残日数取扱

20日を限度に一日に付各人本給の1/25で買上げる。

三、就職斡旋について

山元に会社3名、労組2名、職組1名による就職斡旋委員会を設置する。

四、福利厚生関係の取扱(省略)

五、閉山の期日

昭和44年10月7日とする。^{注(6)}

注(6) 緊急労使協議会では保安対策を次のように制度化した。

緊急労使協議会

当社安定への基盤づくりを

安定出炭の確保・機構改革・組合の協力要請

去る十月八日午前十時より北炭ビル会議室に於いて、会社側は、萩原会長、佐野社長をはじめ各重役、経担者、組合側は、職員組合執行委員全員、労連並に傘下山元組合役員出席のもとに緊急労使協議会が開催された。

劈頭萩原会長より左記の決意表明がなされ、岩男経理部長より下期の収支見込み並に資金繰りについて説明があり、ついで大橋労務部長より下期の安定出炭の確保、機構改革、組合の協力要請の三案件について提案がなされた。

緊急労使協議会に於ける会長の決意表明

緊急労使協議会を開くに当って、私は北炭の実体をどう見て居るか、又どうやって行ったら良いと考えて居るかをお話したいと思います。

今月四日現在、当社には二億八千万円の現金しか有りませんでした。これでは一ヶ月の賃金にもたりません、会社の運転は全く不可能であります。実質的には、北炭は現に破産して居るのであります。ただその暴露をその日暮し的に取り作くろって居るだけのことであります。更に後ほど岩男経理部長より説明致しますが、来年三月末迄に約二十五億の資金がたりません。これでは何時破産するか全く薄氷の上に立って居る状態です。有ゆる事

を差し置いても当面の最大急務は、この資金を外部から持込む事です。

私は信用の無くなってしまった北炭がこれだけの資金を獲得する事は尋常一様の手段では不可能な事です。そこでですんで、社長に就任する事を決意致しました。又役員は責任を痛感して、社長は無給、他の役付取締役は収入の五〇％、平取締役は四十五％、それぞれ削減致します。

役付取締役は一階級ずつ資格を下げて全員第一線の部署についてもらう事に致しました。急迫した状況にありますので三ヶ月間の業績を見て不適格とみとめた場合には、明年一月十五日に役員は退任し、管理職者は待命と致します。会社の現段階に於て、行わんとする改善策に付いては、後ほど労務部長よりお話致しますが、私はこれに関連して労使双方にお願いしたい事があります。

私はここに参ります迄二十五億の資金調達の為、準備行動を始めておりました。各方面とも再就任に対して心から同情され、激励されて参りました。しかし同情と言う背景は必要であります。同情だけでは二十五億と言う莫大な資金は調達出来ません。もとより私は全力をそそぎますが、現在では全く確信がありません。それはすべて対手が有る事だからであります。相手方に理解させる、又は説得出来るだけの武器が無ければならないからであります。武器とは何か、労使双方が再建に対する熱意を表明するにたる証拠であります。改善対策には、いろいろ議論もあり、困難さのあることもあります。しかしそれにしても会社が潰れてしまっただけは何にも無いのであります。会社の壊滅の前に何んの議論が役に立つでしょうか。又どんな困難をも乗り越えなければならないのであります。

今日迄の労使のやり取りの行きかたを改めて、会社提案をふみ台として、良く話し合つて、又双方の智慧をしぼつて、実行出来る有効な方策を見いだしてもらいたいと思います。

私が通産省で次官、官房長、石炭局長並に課長を一室に集めてもらつて決意を話した時に大変なふみ切り方だと思ふ、だが会社の人達がその気にならなければ駄目だ、本当に出来るでしょうか、と言うことを言った人が居ります。又、総理、副総裁並に三役の人達に協力を要望した所、北炭は労使双方が、だれて居るそうではないか、会社の内部が決意がつかないであろう、出た所で君の将来を殺してしまう事になるのではないかと忠告した人があります。

これから東京に帰つてから、大蔵大臣、開発銀行総裁並に一般金融機関に要請致しますが、おそらくその内からも北炭不信の言葉があると思います。そうして北炭に対する不信心、広く、深く行きわたっている内でも二十五億の資金を調達するには、どうしても労使双方の決意をうかがえる対策を持って居なければ、同情はしてくれても調達はむずかしいと思います。皆さん、私に北炭労使双方の決意を語れるだけのものを与えていただきたい、それが何よりも資金調達に役立つのであります。

さて、ここで、えりを正して社長就任に當つての私の決意を通知致します。二十五億資金が調達出来て破産を免れたとしても、来初めの資金は零であります。今期初めより、資金面から見れば更に悪化している訳であります。そこで四月には今期のあらゆる面における実績を分析、検討致します。もし、今期中に会社再建の基盤が出来上らない時は四月中に、

- (一) このまま存続して再建の見込みがあるか
- (二) 一部を閉山しただけですむか
- (三) 会社を解体して、いくつかの別会社に分けて存続するか

その何れをとるかを決して、五月にこの問題について緊急労使協議会を開催致します。

私は危機を突破する決意で社長に就任いたしますが同時に八十年の歴史ある北炭の結着は余人にまかせず自分の手でやる決意で就任するものであります。かかる状態でもありますので、清水沢新鉱開発は今月中に内決定もらいますが、正式認可は来年五月迄留保し、当局に要請いたします。

扱て提案のなかには、この場で再決定出来かねることがあるかもしれません。組合の事情もあると思います。しかし本日この会議に於て機構改革も決められない。又具体的事項は取り極められないにしても一三、三五〇屯の安定出炭も責任をもてないと言うのでは、十二月十五日の賃金を調達出来ません。ないそではふれないと言うことがあります。十五日の賃金も正常な金融機関からは出ないので、私がここに参ります前に需要家筋を廻つて、十三日迄に貸すよう説得出来ました。これは機構改革と安定出炭の確保の二つを説明して、協力の約束をとりつけられたのであります。それが、これすらも決められなかったとなると、借入れることは出来なくなります。誠に残念なことでありますが、十五日の賃金の支払は出来ないことを諒解していただきたいと思います。これは非常に将来に禍根を残すことになることを思うと洵に遺憾のかぎりであります。

当面緊急な賃金支払資金の調達に必要なこの二つの最低条件すらも決まらないようなら、まして二十五億の調達などはとても出来ないことだと思います。昨夜通産省次官、官房長より手紙で誠に思い切った再建策だ通産省としても万般の協力を惜しまないと言つておりましたが、機構改革、安定出炭確保の決意が一度で決まらなかつ

たとなつたら、今後通産省の北炭に対する信用は地に墜ちること明らかであります。
重ねて皆さんに緊迫した事態の認識をたかめられたことを切望してやみません。

提 案

昭和四十四年十月八日

当社さきに長計労使協議会を開催し、新石炭政策下に於いて生きるべき方途を見出すべく計画出炭を策定し、保安確保の下、これが達成のため「炭鉱を守る運動」を展開して参りました。

然し乍らその後出炭実績は遺憾乍ら目標とする計画出炭を遙かに下廻り、この為経理事情は極度に窮迫し、このまま推移する場合には、会社は崩壊の一途を辿るしかなく十月支払賃金さえ遅欠配の慎れなしとしない状態に立至ったのであります。

実に北炭創立以来の危機に直面しておるのであります。

このような非常事態を突破し、当社五炭鉱の存続を期すためには労使双方従来のゆきがかかりを一擲し総力をあげて保安を基盤とした安定出炭の確保を計る以外にその方途のないことを銘記し、勇断を以って次の諸対策を実施しなければなりません。

つきましては当面の緊急対策として次の提案を致しますので特段の御協力をお願い致します。

一、安定出炭の確保

当社存続の為の最低基準として四十四年下期の各炭鉱の安定出炭を次の通り策定し、これが確保をはかる。そのためには休日返上等あらゆる手段を講じて、その達成につとめる。

夕張炭鉱	日産	
一鉱	〃	八〇〇屯
二鉱	〃	二、三〇〇屯
清水沢炭鉱	〃	一、六五〇屯
平和炭鉱	〃	二、七〇〇屯
真谷地炭鉱	〃	一、五〇〇屯
幌内炭鉱	〃	四、四〇〇屯
最低確保出炭計	〃	一三、三五〇屯

二、機構改革

安定出炭確保の為、各炭鉱の責任体制を明確にすると共に現地重点主義に徹し、屋上屋を重ねる現機構の簡素化と合理化をはかるために本店機構の縮少、北海道支社の現地進出、労務部の支社編入、鉱業所の廃止、炭鉱長制の創設等別表の如き機構を十月十五日付断行する。

三、組合の協力要請

安定出炭確保のためには従来の悪慣行等の排除は当然であるが、当面緊急対策として下記の事項を十一月一日以降実施することについて組合の全面的協力を要請する。

一、作業管理

- (一) 係員は適正な判断と責任を以って率先して業務遂行に当る。
- (二) 係員は就業時間中の作業管理について所属鉱員を適正に掌握し、鉱員は係員の指示に従い、適確迅速に作業を実行する。

係員の作業上の指示について苦情がある場合は作業終了後処理する。

二、機動力の発揮

(一) 番割の適正化

(イ) 日常番割の正常化

持現場の番割、余剰人員の番割、不足人員の補充、技能に応じた番割等の日常番割については係員の指示に従う。

(ロ) 交流番割の円滑化

ロングの条件悪化、出稼人員の不均衡等により必要な場合は、ロング間又は区域間の交流番割を行なう。苦情ある場合は当該番方終了後協議することとする。

(二) 人員の適正配置

各炭鉱、各区毎に人員の適正配置の検討を行ない、その結果配置人員に不均衡が生じた場合は鉱間、区間の配置転換を実施する。

具体的には各炭鉱に於いて実施方法を協議する。

(三) 三番方採炭の実施

会社は今後予備切羽の設定に努力するが、ロングの条件悪化等の場合、又は出炭確保のため、必要な場合には三番方採炭を実施する。

三、標作の適正化

標作の決定については、昭和四十四年三月三十一日協定により適正に設定すべきは当然であるが、特に日常自然条件の変化による対象外人員の配番に当っては人員数、人選等については係員の指示に従う。

苦情ある場合は当該番方終了後、協議することとする。

四、既に各炭鉱に於いて提案し、又は今後提案する作業管理に関する事項、及び出稼向上対策については誠意を以て協議の上早急に解決するよう協力願いたい。

以 上

★会社緊急対策に関する態度★

十月八日、会社は緊急労使協議会の带上、社内の資金繰りの逼迫を説明し、当面の措置として①安定出炭の確保、②機構改革③作業管理の正常化を提案すると同時に役員の格下げ、減給、会長の社長就任を表明した。この提案について組合側としては①②については原則的にこれを諒承し、具体的事項については別途山元で協議することを回答した。

今次の提案は下期の業績如何によっては重大な要素を含んで居り北炭職組としては次の態度をもって取り組んでいく。

一、石炭対策をめぐる情勢

第四次石炭対策が国会で可決されてから、各社の再建整備計画の策定などこれに伴う具体的作業が進められてきた。石炭鉱業審議会の経理審査会は九月十二日それ迄検討していた各社の再建整備計画を諒承し、同審査会の意見を付して通産大臣にこれを答申した。

通産大臣はこの結果に基づいて正式にこれを認定し、総額八五〇億円の再建交付金の配分手続きも終り十月末にこの第一回目の支払いが行なわれることになっている。

この様に第四次の石炭対策が具体的実施の段階に入ったが、今次の施策は膨大な国の支出が伴うだけに石炭関係者にとって極めて厳しい要素を含んで居るが、これは再建整備計画の了承に当たって経理審査会が付した次の意見に端的に表われている。

再建整備計画についての意見

四十四、九、十二

石炭鉱業審議会経理審査会

石炭鉱業審議会経理審査会は、各石炭企業の再建整備計画を検討してきたが、諸計画はすべて事業の再建に対する企業の決意と責任を明らかにしたものであり、労使の協力体制のもとに、生産および経営の合理化、保安の確保に最大の努力が払われるならば、所期の成果を収め、石炭鉱業の再建整備を進めていくことが可能であると認め、これらの計画を了承する。

石炭関係者は、石炭鉱業に対し巨額の国費支出がなされることについて十分な社会的責任を自覚するとともに、下記事項について特に留意すべきである。

一、企業は、その再建整備計画の遂行に当り、自らの責任を深く自覚し、労使一体となって経営の建直しに全力を傾注することが必要である。計画達成のため最大限の自己努力を行なったと認められない場合には、政府の助成措置が打ち切られることもあることを銘記すべきである。

二、再建整備計画における今後五年間の損益については、その後半において不安定な面もみられるが、それは期間の前半における黒字より補填され、期間全体を通してみると損益収支はおおむね均衡し、資金ぐりも概して順当に推移するものと想定されることおよび情勢の推移によっては需要者の協力により炭価についての検討も期待し得ることを考慮し、当審査会は、これを了承することとした。なお、今後の情勢変化によって操業の継続が困難となる炭鉱については、経営責任者は早期に適確な決断のもとに適切な措置を講じ、もって企業の再建整備に支障なきを期することが必要である。

三、炭鉱の保安については、経営者自らこれを確保する自主保安体制を確立すべきである。特に坑内骨格構造の展開を先行させ、採掘に先立って切羽状況の把握、ガス抜きの実施等不安全要素の除去に万全を期するため所要の投資および人員の確保を図る必要がある。

四、労働力不足は、今後ともますます激しくなるものと想定されるが、労働集約的産業としての石炭鉱業にとって労働力の確保いかんが企業の存廃を決するものであるので経営責任者は創意工夫をこらし十分の努力を行なうべきである。

五、再建整備計画の提出企業の中には、石炭部門を別会社として分離することを前提としているものがあるが、

当審査会は、その分離が少なくとも石炭部門に不利とならないよう十分考慮が払われているかどうかにつき特に次の点に留意して慎重に審議した結果これを認めることとしたので、この趣旨に沿った計画の実施と運営が行なわれるべきである。

- (1) 石炭部門と非石炭部門間の資産、負債の分割が公平なものであること。
- (2) 石炭部門の損益状況が会社を分割しない場合と比較して悪化するものでなく、石炭鉱業の自立操業が可能であること。
- (3) 非石炭部門の会社から石炭部門の会社に対し、十分な援助がなされる態勢になっていること。

六、各石炭企業の所要資金が確保されるかどうか、計画の成否に大きな影響を及ぼすことになるので、当審査会は、関係金融機関に対し、できる限りの協力を強く要請するものである。

二、会社長期計画に対する受けとめとその後の生産状況

第四次石炭対策に基づく石炭関係予算が国会で通過したあと、社内では労使協議会が開かれ四十六年度迄の長期計画について協議が行なわれた。会社の提案に対し、職員組合としては、

- ① 第四次石炭対策は大幅縮小生産を企図しているにもかかわらず拡大生産の方向にある。
- ② 損益の面では、対策後の収支尻に於いて殆んど鉅が黒字転換の可能性があり、社内全体で利益をみる事ができる。
- ③ 清水沢地域の新坑開発が四十五年度より実施に移される見通しにある。

などから会社提案を歓迎し、諒承したところである。

その後、上期労使協議会がもたれ山元では長計実施の基本方針に基づいて、山を守る運動をはじめ計画達成のための諸対策を推進したが、清水沢炭鉱を除いては各鉅共減産が著るしく、日産予定一四、三七〇屯に対し上期中三ヶ月は一三、〇〇〇屯を割るという実情であった。

三、会社緊急対策に関する基本的態度

前述した石炭対策の背景と上期出炭の不調などの経過を経て今次緊急対策が提案されたのであるが我々として、

- ① 会社の資金繰り逼迫の現状について会社説明を卒直に受けとめる。
- ② 会社提案を原則的に諒承するが、緊急事態を理由として労働条件の切り下げなど一方的な措置についてはこれを排除する。
- ③ 安定出炭の確保は飽迄保安を前提とするものであることを再確認する。

以上を基本として具体的に取り組んでいくこととする。

四、会社提案の具体的内容についての態度

(一) 安定出炭の確保について

安定出炭の確保は、企業安定の基盤であることはいう迄もない。今次提案の日産一三、三五〇屯の予定、出炭は現状に於いて出し得る最低のものであって、これが一〇〇%確保されたとしても収支が著るしく好転するものでないことは会社の説明でも明らかである。しかし会社が当面求めているのは生産を阻止している不安定要素を取り除き、安定出炭確保のための基盤作りにあるのであるから、この点を理解し、我々としては更に問題点の把握をして基盤作りに協力する。

(二) 機構改革について

今次機構改革は道支社と鉅を直結し、鉅の責任体制を強化したのがその基本である。

鉅の責任体制の強化については、職員組合として従来からの主張であり、従って今次提案については異議はない。しかしその結果、職員については全社的に相当数の余剰人員が出るとの説明が行なわれており、この点では重要な問題である。従ってこの措置については一方的に生活権が奪われることのない様に会社、組合間でその都度協議し、会社の責任で措置する様取組んでいく。

又、今次機構改革は抜本的であるだけに今後運営の過程で問題点が派生することも予想されるので、たえず実態把握につとめ、その処理に当る。

(三) 作業管理について

提案では「係員は適正な判断と責任をもって卒先して業務遂行に当る」とあるが、係員と鉅員との間では番割作業指示などに於いて従来の慣行が根強くあって係員の態度だけでは率しきれず事前に会社がこれを排除しない限り実施出来ない面が多い。

現在会社はこれらについての作業を進めている段階にあるが職組としても会社は勿論、労働組合とも話し合い、係員本来の業務が遂行し得る体制作りに努力する。

尚、係員、主任などの職務基準を明らかにすることによって夫々の任務を体形づけ、自らの職務と権限を

3 夕張炭鉱一鉱千歳区落磐災害

45年1月27日午前2時20分頃、夕張炭鉱1鉱千歳区右七片中切りと六中切りで崩落事故が発生、七中切で中島職員と鉱員6名、六中切では本間職員と鉱員3名、合計11名が罹災した。

現地では直に対策本部が設けられ罹災者の救出作業を開始した。七中切りで罹災した7名は同日午後5時頃迄に1名は負傷したが全員救出された。6中切りで罹災した4名は行方不明で崩落取明作業に全力を傾注したが、50度の急傾斜で狭隘のため作業は困難を極め30日午前7時20分鉱員1名を遺体で収容その後2月1日午前5時頃本間職員を含め全員が遺体で収容された。

北炭職組は災害の通報で夕張支部常任が直ちに現場に急行、本部役員も現地に直行し現地対策委員会を設け対策に当たった。

2月9日、執行委員会を開催し、災害原因の究明と一鉱千歳区の水力採炭の災害防止等について検討した結果、次の通り決定し会社に申入れることを併せて決めた。

1. 災害の原因

- (1) 右八中切坑道取明部分附近の間洩れにより直上天磐に弛みを生じ、炭層に空隙が生じたものと判断される。
- (2) そのため右7中切り坑道が沈下し崩落を誘発した。
- (3) 又、上記により流炭昇りの留杵が弛み倒杵し、六中切り坑道の落磐を誘発したものと考える。

2 災害対策

(1) 構造上の改善

- (イ) 流炭昇を直傾斜で上げ、中切り坑道との交叉部を直角にする

はっきりさせることも必要と思われるので、他企業の実施状況を参考にして専門委員会で検討し、会社に対して申し入れをすることとする。

以上をもって今次会社提案に対する態度とするが、下期の業績如何によっては重大な様相を招くことが予想されるので当面は安定出炭確保に重点を注ぎ今後の過程を通じて派生する問題については適確にこれをとらえ、その取り組みに万全を期す様努力する。

以 上

(「北炭職組」第33号、昭和44年11月10日)

確認書

昭和44年10月8日開催の緊急労使協議会に於ける会社提案事項につき下記の通り確認する。

記

保安確保を前提とした安定出炭13,350吨の確保並に組合に対する協力要請事項については、労使相互にその意見を充分尊重し会社組合双方誠意を以て実施する。

昭和44年10月29日

北海道炭鉱汽船株式会社

取締役副社長 佐野岩雄

北海道支社長

北海道炭鉱汽船職員組合

執行委員長 佐々木仁三郎

- (ロ) 保安炭柱のとり方を検討すべきである
 - (ハ) 流炭昇を岩石坑道にする
 - (ニ) 各中切り坑道間の距離を検討すべきである
- (2) 採掘方法
- (1) 流炭昇を中心に本向，後向を交互に掘ること。
 - (2) 次期採掘予定の中切りは上部採掘終了時迄に準備を行ない長い時間放置しないこと。
 - (3) 保安炭柱間の留付はベタ矢木方式並びにアンカーボルト等を入れること。

以 上